

平成24年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産港湾課、農林課〕
2. 監査の期間 自 平成24年11月 5日
至 平成24年11月 30日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 洋 志
根室市監査委員 五十嵐 寛
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成23年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

(1) 前回監査の指摘事項の処理状況について

(2) 予算執行の全般的な体制の適否について

(3) 収入事務について

- ① 過誤納金の処理の適否
- ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
- ③ 調定漏れの有無
- ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の整否
- ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
- ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
- ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の当否
- ⑧ 現金引継ぎの正否

(4) 支出事務について

- ① 支出負担行為の適否
- ② 予算目的に反する支出の有無
- ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
- ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
- ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
- ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
- ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
- ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の当否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の整否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものであ

る。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産港湾課

○ 水産振興担当

1. 収入事務について

- (1) 収納金の取り扱いについて、船員手帳手数料や航行報告証明手数料などの領収金を最長2カ月以上経過した後、指定金融機関派出所に払い込まれている例があるが、公金の取り扱いには細心の注意を払うとともに、会計規則第33条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。(前回も同様の指摘)
- (2) 水産業共同利用施設災害復旧事業補助金の歳入調定において、収入の時点等に調定しているが、会計規則第18条の規定により交付決定後、その全額を直ちに調定すべきである。

2. 支出事務について

- (1) 各種補助金(下記)の支出において、概算払いや精算払いの時点で支出負担行為を行っているが、補助金については、交付決定の段階で交付決定した全額について支出負担行為をすべきであり、適正に事務処理されたい。
 - ① 救難所運営事業補助金
 - ② 沿岸防犯協力会補助金
 - ③ アイヌ農林漁業対策事業補助金
 - ④ 地域づくり総合交付金補助金
 - ⑤ 漁業担い手研修助成金
 - ⑥ 水産業共同利用施設災害復旧事業
- (2) 地元回航漁船全損被災義援金において、資金前渡により支出しているが、資金前渡精算票の作成が未了であり、会計規則第68条の規定に基づき適正に事務処理されたい。
- (3) 漁業担い手研修助成金の交付において、一部、同助成金の要綱に定める申請書とは相違する様式が使用されているので、関係機関に正しい様式を周知・指導のうえ適正な事務処理をされたい。

3. その他事務について

- (1) 出張命令票において、概算払で支出した後の精算月日や精算額の未記載があるので、適正に事務処理されたい。
- (2) 復命書において、用務名や出張期間が出張命令票の内容と異なるものや復命書が未作成のものがあり、適正に事務処理されたい。

○ 水産振興担当(流通加工センター汚水処理事業特別会計)

1. 支出事務について

- (1) 汚水処理施設管理運営委託料及び汚水処理施設土地借上料、建物総合損害共済分担金の支出において前金払をしているが、前金払処理報告書の作成が未了であ

り、会計規則第73条の規定に基づき適正な事務処理をされたい。(前回も同様の指摘)

○ 港政担当

- ・ 特記事項なし

○ 港湾管理担当

- ・ 特記事項なし

● 農林課

○ 農政担当

1. 支出事務について

- (1) 経営体育成支援事業補助金及び新規就農者確保対策事業補助金の支出において、概算払いの時点で支出負担行為を行っているが、補助金については交付決定の段階で支出負担行為を行うべきであり、適正に事務処理されたい。
- (2) 嘱託職員雇用保険料の概算払いにおいて、概算払精算票の作成がなされていないので、会計規則第71条の規定に基づき、適正な事務処理をされたい。

2. 契約事務について

- (1) 自動車借上業務契約において、指名業者と違う親会社からの見積書提出となっており、事業執行何と整合性がないので適正に事務処理されたい。また、契約締結何において、決裁年月日及び契約通知年月日が未記載であり、適正に事務処理されたい。

3. 財産について

- (1) 公用車の運行日誌において、給油記録・走行距離・使用時間・用務先等の一部未記載が見受けられるので庁用車両管理規程に基づき適正な事務処理をされたい。

○ 林務担当

1. 収入事務について

- (1) 国庫補助金及び道補助金等の歳入調定において、収入の時点で調定しているものが多数あるが、会計規則第18条の規定により、交付決定時に調定すべきである。

○ 自然保護担当

1. 支出事務について

- (1) 雇用保険料の概算保険料において、概算払精算票の作成が未了であり、会計規則第71条に基づき適正に事務処理されたい。

2. 契約事務について

- (1) ネイチャーセンター複写機保守点検業務委託の契約において、見積書提出案内では特に指示していないにも関わらず単価見積書が提出されているので、適正に事務処理されたい。また、コピー枚数が一月1,000枚を超えた場合、翌月に加算する契約となっているが、3月分が1,000枚を超えたと仮定すると、いつ、どのような方法で精算するのか規定がないこと、及びこの契約条項が毎月基本料金のみとするために規定したものであれば、基本料金の使用枚数の上限を引上げる等、合理的な方法を検討されたい。

3. その他事務について

- (1) 主査職の出張命令（日帰）の決裁権者は部長であるので、適正に事務処理されたい。